

建築士事務所登録に係る必要書類一覧

※詳細については 登録申請書「記入上の注意事項及び添付書類」をご覧ください。

※各書類は正副2部提出してください。副本は後日返却します。

※副本についても署名・押印を要する部分については、写しとすることはできません。

<登録申請（新規・更新）>

申請に必要な書類	登録申請者区分		必要部数	備 考
	法人	個人		
(第一面) 建築士事務所登録申請書	○	○	2	正副各1通
(第二面) 所属建築士名簿	○	○	2	
(第三面) 役員名簿	○		2	
業務概要書	○	○	2	新規の場合は白紙。
略歴書	○	○	登録申請者・ 管理建築士各2	登録申請者と管理建築士が異なる場合はそれぞれに必要。
誓約書	○	○	2	
管理建築士の専任に関する誓約書	○	○	2	登録申請者と管理建築士が同一人である場合は不要。ただし、登録申請者が法人で、その代表者が管理建築士を兼ねる場合は必要。
建築士事務所の付近見取図	○	○	2	
管理建築士の建築士免許証又は免許証明書の写し	○	○	2	
管理建築士講習修了証の写し	○	○	2	建築士法第24条第2項に規定する講習の修了証の写し
定款	○	—	法人のみ2	
登録事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	—	法人のみ2	副本は写しで可。
建築士事務所の内部及び外部の写真	○	○	1	正本のみ添付。 詳細については注意書きに記載。

<変更届> ※登記事項証明書は、履歴事項全部証明書を添付してください。

変 更 事 項	添 付 書 類	
	登録申請者が法人の場合	登録申請者が個人の場合
登録申請者(法人にあつては代表者)の変更	登記事項証明書、誓約書、略歴書、 (第三面)役員名簿	※新規で登録をし直す。
登録申請者(法人にあつては役員を含む)が氏名を変えたとき	登記事項証明書	戸籍抄本
事務所の名称変更	法人名称も変わる時は登記事項証明書	
登録申請者の所在地の変更	登記事項証明書	—
事務所の所在地の変更	事務所の付近見取図 内部(CADや製図台)・外部(規定の標識)の写真(写真は正本のみでよい)	
管理建築士の変更	管理建築士の略歴書、管理建築士の専任に関する誓約書、管理建築士の建築士免許証又は免許証明書の写し、管理建築士講習修了証の写し	
役員の変更	登記事項証明書、誓約書、 (第三面)役員名簿	—
所属建築士の変更		
組織変更(有限会社から株式会社への変更)	定款・登記事項証明書	

<廃止届>

築士事務所の廃止等の事項	届 出 人		添付書類
	登録申請者が法人の場合	登録申請者が個人の場合	
開設者が建築士事務所に係る業務を廃止したとき	開設者であった者		—
建築士事務所の開設者が死亡したとき (法人は開設者の死亡に伴い廃止するとき)	新任代表取締役	相続人	届出人との関係を 証明する書類
建築士事務所の開設者が破産したとき	破産管財人		
法人が合併により解散したとき	法人を代表する 役員であった者	—	
法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	清算人	—	
登 録 区 分 の 変 更	個人 ↔ 法人		—
	一級 ↔ 二級 ↔ 木造		—